

届出(通知)受理窓口一覧表（区部）			
地域	区分	受理窓口	
特別区の区域	都が受理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、都知事の手務となる場合については、都が受理	
		受理窓口	担当課
		都市整備局 市街地建築部	建築指導課
			新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3373
	区が受理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、特別区の長の事務となる場合については、工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口	
		受理窓口	担当課
		千代田区 環境まちづくり部	建築指導課
			千代田区九段南 1-2-1 03-5211-4315
		中央区 都市整備部	建築課
			中央区築地 1-1-1 03-3546-5463
		港区 街づくり支援部	建築課
			港区芝公園 1-5-25 03-3578-2310
		新宿区 都市計画部	建築指導課
			新宿区歌舞伎町 1-4-1 03-5273-3735
		文京区 都市計画部 土木部	建築指導課(建築工事関係) 管理課(土木工事関係)
			文京区春日 1-16-21 03-5803-1267 03-5803-1242
		台東区 都市づくり部	建築課
			台東区東上野 4-5-6 03-5246-1343
		墨田区 都市計画部	建築指導課
			墨田区吾妻橋 1-23-20 03-5608-1307
		江東区 都市整備部	建築課
			江東区東陽 4-11-28 03-3647-9743
		品川区 都市環境部	建築課
			品川区広町 2-1-36 03-5742-6771
		目黒区 都市整備部	建築課
			目黒区上目黒 2-19-15 03-5722-9642
		大田区 まちづくり推進部	建築調整課
			大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1383
		世田谷区 防災街づくり担当部 土木部	建築安全課(建築工事関係) 土木計画調整課(土木工事関係)
			世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎 03-6432-7180 03-6432-7960
		渋谷区 都市整備部 土木部	建築課(建築工事関係) 道路課(道路工事関係)
			渋谷区宇田川町 1-1 03-3463-2747 03-3463-2794
		中野区 環境部	環境課
			中野区中野 4-11-19 03-3228-5799
区域	理	杉並区 都市整備部	建築課
			杉並区阿佐谷南 1-15-1 03-3312-2111 内線 3324・3326
		豊島区 都市整備部	建築課
			豊島区南池袋 2-45-1 03-3981-0614 直通 03-3981-1111 内線 2664
		北区 まちづくり部	建築課
			北区王子本町 1-15-22 03-3908-9196
		荒川区 防災都市づくり部	建築指導課
			荒川区荒川 2-11-1 03-3802-3111 内線 2843
域		板橋区 都市整備部	建築指導課
			板橋区板橋 2-66-1 03-3579-2578
		練馬区建築・開発担当部	建築課
			練馬区豊玉北 6-12-1 03-5984-1909
		足立区 都市建設部	建築審査課
			足立区中央本町 1-17-1 03-3880-5952
		葛飾区 都市整備部	建築課
			葛飾区立石 5-13-1 03-5875-7827/03-5654-8552
		江戸川区 都市開発部	建築指導課
			江戸川区中央 1-4-1 03-5662-1104

届出(通知)受理窓口一覧表（多摩）				
地域	区分	受理窓口		
多摩地域	都が受理	東京都多摩建築指導事務所	建築指導第一課	立川市錦町 4-6-3（立川合同庁舎内） 042-548-2056 （所管範囲） 昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市
			建築指導第二課	東村山市本町 1-23-9（小平合同庁舎（仮庁舎）内） 042-313-3409 （2025年9月16日より） （所管範囲） 小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市
		建築指導第三課		青梅市河辺町 6-4-1（青梅合同庁舎内） 0428-23-3289 （所管範囲） 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号
	市が受理	八王子市 まちなみ整備部	建築指導課	八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7386
		立川市 都市整備部	建築指導課	立川市泉町 1156-9 042-523-2111 内線 2337・2338
		武蔵野市 都市整備部	建築指導課	武蔵野市緑町 2-2-28 0422-60-1875
		三鷹市 都市整備部	建築指導課	三鷹市野崎 1-1-1 0422-29-9745
		府中市 都市整備部	建築指導課	府中市寿町 1-5 042-335-4479
		調布市 都市整備部	建築指導課	調布市小島町 2-35-1 042-481-7513
		町田市 都市づくり部	建築開発審査課	町田市森野 2-2-22 042-724-4268
		小平市 都市開発部	建築指導課	小平市小川町 2-1333 042-312-1096
		日野市 まちづくり部	建築指導課	日野市神明 2-12-3 042-587-6211
		国分寺市 まちづくり部	建築指導課	国分寺市泉町 2-2-18 042-312-8670
		西東京市 まちづくり部	建築指導課	西東京市中町 1-6-8 保谷東分庁舎 042-438-4019

届出（通知）受理窓口一覧表（島しょ）				
地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
島しょ地域	都が受理	都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3372
				大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

再資源化等が適正に行われなかった場合の申告窓口一覧表				
地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
特別区・島しょ地域	都が受理	環境局 資源循環推進部	産業廃棄物対策課	新宿区西新宿 2-8-1（都庁第2庁舎19階北） 03-5388-3446
多摩地域		東京都多摩環境事務所	廃棄物対策課	立川市錦町 4-6-3（立川合同庁舎3階） 042-528-2694
八王子市	市が受理	八王子市 資源循環部	廃棄物対策課	八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7458

「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」

工 種	都知事の事務	特別区の長の事務
建築物の解体工事	ア 延べ面積が10,000m ² を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	左記の都知事の手続に該当するもの以外の建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m ² 以上)	
建築物の新築・増築工事	ア-1 延べ面積が10,000m ² を超える建築物の新築工事	左記の都知事の手続に該当するもの以外の建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)
	ア-2 延べ面積が10,000m ² を超えることとなる建築物の増築工事(増築部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m ² 以上)	
建築物の修繕模様替等工事	ア 延べ面積が10,000m ² を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	左記の都知事の手続に該当するもの以外の建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の修繕模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(請負代金の額が1億円以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が1億円以上)	
建築物以外の工作物の工事	延べ面積が10,000m ² を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)	左記の都知事の手続に該当するもの以外の工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)